平成２２年（再イ）第３８号
香川県高松市栗林町１丁目２番１号
再生債務者　松尾　吉朗
1　決議に付する再生計画案　平成22年12月23日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年２月16日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年２月16日まで
平成23年１月19日
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（再イ）第５６号
香川県高松市新北町17番20号
再生債務者　伊藤　　潤
1　決議に付する再生計画案　平成23年１月18日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年２月16日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年２月16日まで
平成23年１月19日
高松地方裁判所破産・再生係

小規模個人再生による再生計画取消

平成２０年（再イ）第２６８号
千葉県船橋市上山町１丁目93番地３鈴木マンション201号、認可決定時住所新座市野火止５―17―21―221
再生債務者　藤田　敏之（認可決定時氏名郡山　敏之）
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成21年３月13日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年１月18日
さいたま地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２２年（再イ）第２８３号
名古屋市北区水切町４丁目51番地の３
再生債務者　稲垣　秀典
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成23年１月18日
名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による変更再生計画認可

平成２０年（再口）第９号
愛媛県松山市朝生田町１丁目１番20号　メゾン・ド・エディフィス103号
再生債務者　坂本賢次郎
1　主文　本件変更再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月17日　　松山地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２２年（再口）第４号
静岡市清水区高橋３丁目９番35―209号
再生債務者　岡本　幸次
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年２月８日まで
4　一般異議申述期間　平成23年２月17日から平成23年３月１日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（再口）第４号
佐賀県伊万里市脇田町397番地３
再生債務者　岡本　利嗣
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年２月15日まで
4　一般異議申述期間　平成23年３月１日から平成23年３月８日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（再口）第５号
熊本県葦北郡芦北町大字芦北2777番地２
再生債務者　村田　秀年
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年２月16日まで
4　一般異議申述期間　平成23年３月２日から平成23年３月９日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（再口）第３９号
京都府木津川市梅美台７丁目３番地４グリーンハイツ梅美台305号
再生債務者　森山真太郎
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年２月18日まで
4　一般異議申述期間　平成23年２月22日から平成23年３月１日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再口）第１号
茨城県潮来市上戸202―１鴇田アパートＢ
再生債務者　尾崎　博済
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年12月22日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年２月１日まで
平成23年１月18日　水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（再口）第１１号
岩手県宮古市山口４丁目９番４号
再生債務者　山下　哲志
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年12月21日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年２月９日まで
平成23年１月19日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（再口）第４号
山形県米沢市万世町牛森4239番地
再生債務者　戸田　澄子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年１月５日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年２月９日まで
平成23年１月19日　山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（再口）第３号
宮城県黒川郡富谷町明石台５丁目１番地６
再生債務者　佐藤　和江
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年１月11日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年２月９日まで
平成23年１月19日　　福島地方裁判所

平成２２年（再口）第３号
山梨県甲府市国母１丁目10番10号208
再生債務者　原　　紀男
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年12月24日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年２月16日まで
平成23年１月19日
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（再口）第１０１０３号
東京都杉並区上荻１―20―18―201
再生債務者　篠田　綾香
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年11月10日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年２月１日まで
平成23年１月18日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再口）第１０１１８号
千葉県市川市鬼高２―26―１―406
再生債務者　林　　正衛
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年12月13日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年２月１日まで
平成23年１月18日
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再口）第１号
兵庫県洲本市大野63番地５
再生債務者　横山　博一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月19日
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（再口）第２号
鹿児島県鹿屋市上谷町11531番地14
再生債務者　松浦　国弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月19日
鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係